
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 135》 1/15/2016

◎目次

- 1. 岩藤総領事新年の挨拶
- 2. 大使館・総領事館における「パスポート ダウンロード申請書」の先行運用開始のお知らせ
- 3. 運転免許証等の発行基準に関する連邦法（Real ID 法）について
- 4. 米国医療保険制度改革法の在留邦人への適用について
- 5. 領事出張サービスのお知らせ
- 6. 日本関連文化事業のお知らせ
- 7. 休館日のお知らせ

=====

1. 岩藤総領事新年の挨拶

=====

皆様、明けましておめでとうございます。

昨年3月にシカゴに着任して、初めての新年を迎えました。昨年は出来るだけ多くの地域に足を運び、日米協会、日本商工会、学校・大学、そして在留邦人や日系人の方々と直接お会いするよう努めました。各地域での皆様の取り組みが、両国関係のさらなる発展の確かな礎になるものと肌身をもって感じる事ができました。

昨年は日本と米国及び中西部との関係において、実り多い年となりました。4月末の安倍総理の訪米、6月末の経団連の大規模ミッションの中西部3州訪問、9月に東京で開催された第47回日米中西部会には日米9人の知事と3百名以上の政財界関係の方々に参加されるなど、政治・経済両面での関係が強化されました。

文化・人物交流も活発です。今年30年目を迎えるJETプログラムへの、中西部からの参加者はこれまでに約5千名にのぼります。その同窓会組織であるJETAAは、各地で日米の相互理解に貢献しています。また中西部の100を超える姉妹都市の交流活動、各地で開催される日本祭り等のイベントには年々益々多くの方々に参加されています。

シカゴ総領事館は、中西部12州のうち10州（イリノイ州、インディアナ州、アイオワ州、カンザス州、ミネソタ州、ミズーリ州、ネブラスカ州、ノース・ダコタ州、サウス・ダコタ州、ウイスコンシン州）を管轄しており、皆様方との協力は不可欠です。今年も丁寧な領事サービスの

提供を心がけるとともに、皆様からのご支援・ご提案を頂きながら、中西部における日米交流と対日理解促進に向け精一杯努めて参りたいと存じます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

=====
2. 大使館・総領事館における「パスポート ダウンロード申請書」の先行運用開始のお知らせ
=====

2016年1月4日から、海外の大使館や総領事館において、以下の5種類の「ダウンロード申請書」の先行運用を開始しました。これに伴い、国外で旅券の発給申請等を行う方は、ご自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、手軽に旅券申請書の作成を行うことができるようになりました。

- 一般旅券発給申請書（5年，10年）
- 一般旅券発給申請書（記載事項変更用）
- 一般旅券増補申請書
- 紛失一般旅券等届出書

申請書を作成した後は、所定の箇所に直筆による署名の上、写真、戸籍謄本など必要な書類とともに、最寄りの大使館や総領事館の領事窓口までお持ち頂くことで、パスポートの申請を行うことができます。

詳しくは、以下のウェブサイトをご覧ください。

外務省ホームページ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_001509.html

当館ホームページ

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_passport_j.html

パスポート申請書のダウンロード

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

=====
3. 運転免許証等の発行基準に関する連邦法（Real ID 法）について
=====

2005年5月11日、米国連邦議会で運転免許証等の発行基準に関する連邦法（Real ID 法）が成立しました。現在、米国の運転免許証は、各州が発行しており、州によって運転免許証及びIDカードの発行基準等が異なるのが現状ですが、このReal ID 法は、各州が発行する運転免許証及びIDカードの統一基準を定め、この連邦法の基準を満たしていない運転免許証及びIDカードは、連邦政府機関における公的用途のための身分証明書として認められないと規定しています。

この法律によって、航空機利用時の空港施設立ち入りの際など、連邦施設等への立ち入りをするにあたり、身分証明書の提示が求められる場合、Real ID 法を満たしていない運転免許証及び

IDカードは、身分証明書として効力がなく、同施設への立ち入りができなくなるとされています（なお、旅券（パスポート）は、このReal ID法とは関係なく、同施設への立ち入りの際の身分証明書として有効です）。

イリノイ州、ミズーリ州、ノースダコタ州及びミネソタ州の発行する運転免許証及びIDカードについては、Real ID法を満たしておらず、イリノイ州及びミズーリ州については、2016年1月10日、ノースダコタ州については2016年10月10日を以て同法適用開始の延長が終了するとされていましたが、2016年1月8日、米国国土安全保障省（DHS）は、Real ID法の適用を2018年1月22日から開始する旨発表しました。従って、当面（2018年1月21日まで）は、当館管轄州の発行する運転免許証及びIDカードは空港施設等への立ち入りの際の身分証明書として有効です。

詳しくは、以下の当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_real_id_160111.pdf

=====
4. 米国医療保険制度改革法の在留邦人への適用について
=====

米国医療保険制度改革法（Affordable Care Act: ACA）の在留邦人への適用（保険提供者による内国歳入庁（IRS）への報告義務）についての詳細を当館ホームページに掲載しておりますので、ご覧下さい。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_health_151222.pdf

=====
5. 領事出張サービスのお知らせ
=====

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

1月27日（水） インディアナ州インディアナポリス市（旅券仮申請受付期限：1月13日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_in_160127.pdf

3月2日（水） ウィスコンシン州マディソン市（旅券仮申請受付期限：2月17日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_wi_160302.pdf

3月11日（金） インディアナ州インディアナポリス市（旅券仮申請受付期限：2月26日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_in_160311.pdf

3月18日（金） ミネソタ州イーガン市（旅券仮申請受付期限：3月4日）

（会場がブルーミントン市からイーガン市に変更になりましたのでご注意ください。）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mn_160318.pdf

平成 28 年度（2016 年 4 月以降）の領事出張サービスの具体的な日時・場所につきましては、決定次第、当館ホームページおよび本メール・マガジンでお知らせしますが、最新の情報をお知りになりたい方は、以下の当館ホームページを定期的にチェックしてください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html#con_ex

=====

6. 日本関連文化事業のお知らせ

=====

（1）JETAA 新年会カルチャー・フェスティバル

・日時：2016 年 1 月 16 日（土）午後 5 時～8 時

・場所：当館広報文化センター・ホール（737 North Michigan Ave. Suite 1000, Chicago, IL 60611）

JET プログラム同窓会組織シカゴ支部による毎年恒例の新年会イベントです。書き初めやカルタ、福笑いといった日本の正月に因んだ参加型の催しやゲームが行われ、大人から子供まで家族連れで楽しめます。入場有料（当日券は大人 20 ドル、学生 15 ドル、12 歳以下の子供 10 ドル。前売り券割引あり）。詳細は下記サイトをご覧ください。

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html>

（2）シカゴ在住日本人若手研究者による研究発表会

日時：2016 年 1 月 24 日（日）13 時～17 時

場所：当館広報文化センターホール（737 North Michigan Ave. Suite 1000, Chicago, IL）

シカゴ近郊の大学で研究している日本人研究者たちが、それぞれの専門分野の研究内容や成果をわかりやすく日本語で解説します。入場無料、申込不要。詳細は下記サイトをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/jrcc_presentations_160124.pdf

（3）J-Quiz（ミネソタ日本語能力クイズ大会）

日時：2 月 13 日（土）午前 7 時 30 分～午後 3 時 30 分（決勝戦は 12:30 頃から開始予定）

場所：ノーマンデル・コミュニティ・カレッジ Lorenz Auditorium (Fine Arts Building)
(9700 France Avenue South, Bloomington, MN 55431)

ミネソタ日米協会主催、当館共催で、ミネソタ州及びウィスコンシン州の高校生が日本語と日本文化の知識を競うクイズ大会が開催されます。優勝者にはワシントン DC で行われるジャパン・ボール及びさくら祭りに参加するための切符が渡されます。詳細は判明次第下記サイトに掲載されます。

<http://mn-japan.org/ja/>

(4) 第30回日本語弁論大会

日時：2016年3月26日(土) 午前10時～午後5時(発表は午後3時半頃まで)

場所：当館広報文化センターホール

(737 N. Michigan Ave. Suite 1000, Chicago IL 60611)

中西部全域から集まる日本語学習者が、小・中学生から大学・一般の4カテゴリーにわかれ、最優秀賞の日本往復航空券を目指して日頃の学習の成果を競い合います。今年は開始から30年を迎え、新たに継承語の部門を新設します。詳細は下記サイトをご覧ください。

弁論大会：<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/JIC/SpchCont/info2016.pdf>

弁論大会継承語の部：http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/heritage_learners.pdf

(5) 「新・現代日本のデザイン100選」展の中止について

国際交流基金所蔵の本件展示は、当初2016年2月6日(土)までBrooks Steven's Gallery of Industrial Design, Milwaukee Institute of Art and Designにて開催する予定でしたが、1月初頭に同展示室にて水漏れが発生し、同展示室の全面修復が必要となったため、展示を中止せざるを得なくなりました。楽しみにされていた方々には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

=====

7. 休館日のお知らせ

=====

次回の当館休館日は以下のとおりです。

1月18日(月) Martin Luther King Day

休館日には領事窓口、広報文化センター、電話での応対等、通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート(旅券)の発給を申請される場合には、発給まで時間を要しますので、現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

なお、事件・事故に巻き込まれた方、その他緊急の用件のある方は、当館代表電話(312-280-0400)に電話し、音声に従って操作して頂きますと、緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は、1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう、米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about_main_j.html#about_closed

=====

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では、テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様
様に直ちに情報の提供ができるよう、在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等
の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項（住所、電話
番号、メールアドレス、家族構成等）に変更があったものの、未だ当館へ変更届を提出
していない方は、氏名（漢字およびローマ字）と生年月日を明記の上、変更事項を当館
までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時
等に当館から情報の発信が行えませんので、必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパス
ポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館
の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/emailchange.html>

<バックナンバー>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/backnumber.htm>

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: <http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html>

Tel: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568
